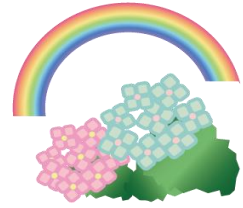




三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.298 2025年12月・2026年1月号

CONTENTS

1. 三重県からのお知らせ

- ① 1月15日開催「第4回高年齢者雇用促進セミナー&個別相談会」のご案内
- ② 2月4日開催「働き方改革アドバイザー派遣取組成果発表会&働き方改革セミナー『「やらされ感」からの脱却』」のご案内

2. 三重県労働委員会からのお知らせ

- ① 労使間のトラブルでお悩みの方 三重県労働委員会が解決のお手伝いをします

3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 2業種の三重県特定（産業別）最低賃金額が改正されます
- ② 令和7年度墜落災害防止強調月間
- ③ 2026年1月より工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です！
- ④ 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて
- ⑤ 12月は職場のハラスメント撲滅月間「No！カスタマーハラスメント」
- ⑥ 12月は職場のハラスメント撲滅月間「No！就活セクハラ」
- ⑦ 改正女性活躍推進法に基づき従業員数101人以上の企業は情報公表の必須項目が拡大されます
- ⑧ 建設業の事業主の皆さまへ
- ⑨ 労働保険料の口座振替のご案内

4. 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

- ① 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ
- ② 2月13日開催「両立支援コーディネーターのための事例検討会・交流会」のご案内

人材不足を高年齢者雇用で解消！

高年齢者雇用促進セミナー & 個別相談会

高年齢者人材活躍の為の環境づくり

会場定員
20名

事前
申込制

参加
無料



主催：公益財団法人三重県産業支援センター、三重県 共催：松阪市

協力：三重労働局、公益財団法人産業雇用安定センター三重事務所

後援：三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会

高年齢者が長期にわたり活躍できる環境づくりは、企業の持続的な成長や多様性の促進にとって、重要です。柔軟な勤務制度や働きやすい職場環境の整備、健康支援やスキルアップの機会を提供することで、高年齢者の能力を最大限に引き出せます。

この機会に、高年齢者雇用活用の事例を交えたセミナーと個別相談会を是非ご活用ください。

こんな疑問にお答えします

- ☒ 高年齢者が活躍できる職場環境とは？
- ☒ 健康管理や安全確保の対応は？
- ☒ 上手に活用している事例は？

主な内容

1. 従業員の意識改革
2. 柔軟な働き方の整備
3. モチベーションの維持・向上

日時

2026年**1月15日**(木)

時間

セミナー 13:30～15:05
個別相談会 15:10～、15:40～

対象

- ・高年齢者雇用を検討している企業の管理者
- ・人手不足解消のヒントを探している方

場所

松阪市産業支援センター
松阪市日野町788 カリヨンプラザ

セミナー講師

社会保険労務士

笠原労務管理事務所 代表

笠原 いづみ 氏



当日は産業雇用安定センターによる事業主と再就職希望者のマッチング事例紹介とキャリア人材バンクの紹介、三重労働局によるハローワークの効果的な活用方法と高年齢者の労災事故防止等のお話が聞けます。

お申込み

二次元コード または
裏面の参加申込書に
てお申込みください



お問合せ

公益財団法人三重県産業支援センター
地域活性化雇用創造プロジェクト
担当 中澤

TEL **059-253-1260**

第4回高年齢者雇用セミナー & 個別相談会 参加申込書【松阪会場：令和8年1月15日（木）】

企業・事業者名							
住 所	〒						
参加申込者	所 属		役 職		氏 名		
連絡先	E-mail				TEL		
会場参加あるいはオンライン参加を選択して ○をしてください	セミナー	会 場		個別 相談会	会 場		
		オンライン			オンライン		
相談会 について	■ 高年齢者雇用に関する課題や悩みについての相談をお受けし、助言します。 ■ 1社あたり30分、2社以内【予約優先】時間帯は別途調整させていただきます。 ■ 申し込みは先着順とし、希望社多数の場合は、別途調整させていただきます。						

※）オンライン参加はZoomウェビナー

申込方法	スマホにて二次元コードを読み取っていただくか、E-mail、またはFAXにてお申し込みください。 E-mail：下記URLもしくは右記二次元コードより申込書（Excel）をダウンロードください。 https://www.miesc.or.jp/support/contents/1298/ FAX：この【参加申込書】に必要事項を記入し、FAXにて送信ください。	
申込期限	開催日の3日前まで	

※オンライン参加の場合はZoom URLを記入頂いたメールアドレスに、3日前までにお送りします。

【今後の予定】（会場もしくはオンライン開催）

セミナー & 個別相談会				
（各回13:30～15:05）（15:10～、15:40～）				
第5回	令和8年 2月16日（月）	鳥羽会場	鳥羽商工会議所 鳥羽市大明東町1-7	高年齢者社員の キャリア再構築を考える

※）オンライン参加はZoomウェビナー

【今後開催予定のセミナーおよび個別相談会の申込方法】 下記URLより参加申込書をダウンロードの上、下記E-mailもしくはFAXにてお申し込みください。 https://www.miesc.or.jp/support/contents/1298/	
--	---

申込 お問合せ	公益財団法人三重県産業支援センター 雇用プロジェクト推進課 地域活性化雇用創造プロジェクト 担当：中澤 TEL：059-253-1260 FAX：059-253-1262 E-mail：chipro-senior@miesc.or.jp
------------	---

働き方改革アドバイザー派遣取組成果発表会 & 働き方改革セミナー『「やらされ感」からの脱却』

現場を主役とした働き方改革で「やらされ感」を「やりがい」に変え、
社員と会社がともに元気になるヒントを提供します!

参加費
無料

会場定員 オンライン参加
50名 100名

開催日時

令和8年2月4日(水) 14:00~16:00

参加対象者

県内企業の経営者、人事労務担当者、
働き方改革に興味のある方等

開催場所

三重県勤労者福祉会館6階 講堂
(津市栄町1丁目891) お車の方は、三重県庁大駐車場をご利用下さい。
Web会議システムZoom



第1部 14:00~15:00

働き方改革アドバイザー派遣取組成果発表会

「職場環境改善」、「休みやすい職場づくり」、「女性がいそいそと働ける職場づくり」のそれぞれのテーマについて、県内企業が県のアドバイザー派遣を受け、課題解決に向けて取り組んだ成果を発表します。



<講師>株式会社志摩地中海村
代表取締役社長 大西 晶氏

三重県生まれ。近畿大学大学院卒。
2012年志摩地中海村社長就任。月1回の部門を超えた意見交換会の場を設けている。全従業員の情報共有推進で働きやすい職場づくりを続け、チームワークが良く明るい職場を実現し、2023年度には、同社が「じゃらんnetランキング 泊まって良かった宿大賞」において宿泊施設規模51~100室部門で1位に選ばれるなど、ユーザーの高い評価にもつながっている。

第2部 15:00~16:00

働き方改革セミナー『「やらされ感」からの脱却』 ~現場主導の働き方改革で組織を活性化~

三重県経営品質賞(*)への挑戦を通じて、トップダウンではなく現場主導でいかに働き方を見直し、従業員のエンゲージメントを高めたのか。時間や場所に捉われない柔軟な働き方や、業務効率化のヒントを、具体的な事例を交えて解説いただきます。

*三重県が2001年に創設した賞制度で、企業や組織が「経営品質向上」を通じて活力を高め、成長を続けることを目的としている

お申し込みは 裏面の申込用紙(FAX) か 右の二次元コード から

申込締切:令和8年1月30日(金) ※定員になり次第締め切らせていただきます



【相談無料】働き方改革相談対応窓口を開設しています

本セミナーのテーマに関することをはじめ、**労務管理** **物価上昇・賃上げへの対応** **人手不足** **生産性向上**

ハラスメント対策等 **働き方改革にかかわる全般** について無料で相談を受け付けています!

お気軽にご連絡ください。詳しくは裏面をご覧ください。



FAX 059-271-8606



三重県委託事業 運営:株式会社タスクールPlus三重営業所

働き方改革アドバイザー派遣取組成果発表会 &

働き方改革セミナー

『「やらされ感」からの脱却』

(2/4) 申込書

電話・FAX・
メール・
申込フォームの
いずれかで
お申し込みください

FAX 059-271-8606

電話: 059-271-8605

メール: mieken.hataraki@task-school.com

申込フォーム



企業名	
業種	
役職	氏名
ご連絡先の電話番号	Eメール
参加形態 ☐ 印をつけてください。 ①会場参加 ②オンライン参加 (zoom)	 本事業は「三重県地域活性化雇用創造プロジェクト」として実施しています。同プロジェクトの賛助会に未登録の企業様は、本セミナーのお申込みと併せてご登録をお願いします(登録・活用は無料です)。

※ご記入いただいた個人情報は、本事業の利用目的にのみ使用し、第三者に提供することはありません。

※複数参加の場合はお一人ずつお申し込みください。

働き方改革相談対応窓口のご案内

セミナーにお申し込みいただいた企業を優先して相談を受け付けています。

受付日時

令和7年8月4日(月)～令和8年2月27日(金) 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

※土日祝日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く

相談内容

本セミナーのテーマに関することをはじめ、労務管理、物価上昇・賃上げへの対応、人手不足、生産性向上、ハラスメント対策(パワハラ・セクハラ・カスハラ等)等働き方改革にかかわる全般。

相談先

(株)タスクールPlus三重営業所(オンライン・電話でも相談可能です。)

所在地:〒514-0004 三重県津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階【津駅徒歩約5分 駐車場5台あり】

相談予約 受付方法

①Webフォーム(右の2次元コードから)

②お電話 059-271-8605

③メール mieken.hataraki@task-school.com



※相談申し込みは希望日の3営業日前までをお願いします。
※専門家が常駐の日は即日相談対応が出来ます。

相談までの流れ

まずは、ご連絡ください。専門家が不在時には、日程を調整させていただきます。



三重県委託事業 運営:株式会社タスクールPlus三重営業所

お問い合わせ先

三重県労働委員会事務局

所在地 〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

T E L 059-224-3033

F A X 059-224-3053

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

メールアドレス roui@pref.mie.lg.jp

ホームページ 三重県労働委員会 で検索



関係機関

三重県労働相談室

所在地 〒514-0004 津市栄町1丁目891

三重県勤労者福祉会館 1階

T E L 059-224-3110

受付時間 月・水・金曜日(午前9:00～午後5:00)

火・木曜日(午前9:00～午後7:00)



労働委員会 の ごあんない

労働者と使用者の紛争の
円満解決を支援します!!



三重県労働委員会

労働委員会の役割

労使間で起きた問題は、当事者が話し合いによって自主的に解決することが原則です。

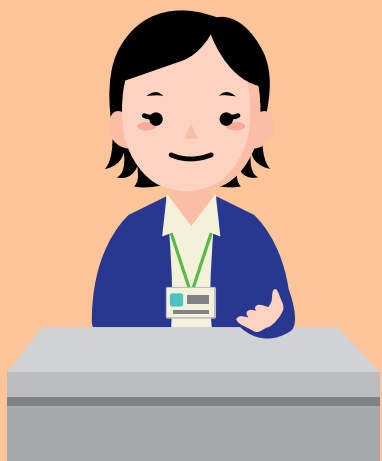
しかし、自主解決が困難な場合、より良い労使関係を築くために、
労使間の紛争を中立・公正な立場で早期に解決するお手伝いをします。

しくみ

労働委員会は公益委員、労働者委員、使用者委員で構成されています。
(本県の場合は各5名)

使用者委員

使用者側代表者
(企業経営者、使用者団体役員等)



公益委員

公益代表者
(弁護士、大学教授等)



労働者委員

労働者側代表者
(労働組合役員等)



労働委員会のご利用は無料です。

秘密は厳守します。

労働争議の調整



労働組合と会社(使用者)の間で
発生した紛争の解決を支援します

労働争議の調整は、労働組合と会社(使用者)の間で、賃金・勤務時間などの問題について紛争(労働争議)が発生し、**自主的な解決が困難なとき**、原則として当事者からの申請に応じて、争議を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

調整の方法には、「あっせん」「調停」「仲裁」の3つがあります。

あっせん

- 労働組合と使用者のどちらからも申請できます。
- 公益委員、労働者委員、使用者委員各1名があっせん員に指名され、調整を行います。

調停

- 原則、労使双方の申請により開始されます。
- 労使双方から意見を聞いた上で調停案を提示し、受諾を勧告します。

仲裁

- 原則、労使双方の申請により開始されます。
- 労使双方から意見を聞いた上で仲裁裁定を行います。これは、労働協約と同じ効力を持ち、当事者を拘束します。

※ ほとんどの場合、手続きが簡単な「あっせん」が利用されています。

～例えば、このような場合に～

- 賃金の引き上げ(引き下げ)について折り合いがつかない。
- 整理解雇の実施についての話がまとまらない。
- 使用者が団体交渉に応じてくれない。

労働争議のあっせん・ 個別的労使紛争のあっせんの流れ

労働争議のあっせん

事前相談

- まずは労働委員会事務局へ相談してください。
- 紛争の内容や経過について、お話を伺います。

あっせん申請

- あっせンを希望する場合は、労働委員会事務局へ「あっせん申請書」をご提出ください。

事前調査

- 事務局職員が双方へ紛争の経緯や意見、主張等を伺います。

相手方があっせんに参加

あっせんの開催

- 労働委員会室で開催します。
- あっせん員は公益側、労働者側、使用者側各1名です。
- あっせんは非公開で行われます。

あっせん員3名全員が労使双方から個別に事情聴取をする

お互いに歩み寄れる余地がないか探る

状況に応じて、各側のあっせん員が個別で当事者に協議、説得を行う

合意(解決)

- 双方が納得できれば、合意内容について合意書(協定書)を取り交わします。

不合意(打ち切り)

- 労使双方の主張の隔たりが埋まらず、合意の見込みがないと判断した場合は、あっせンを打ち切ります。

個別的労使紛争のあっせん

事前相談

- まずは労働相談室へ相談してください。
- 紛争の内容や経過について、お話を伺います。

あっせん申請

- あっせンを希望する場合は、労働相談室へ「あっせん申請書」をご提出ください。

相手方があっせん参加を拒否

- 事務局職員・あっせん員があっせんに参加するように勧奨・説得しますが、それでも相手方が参加に応じない場合、あっせんは開催できません。

個別的労使紛争のあっせん



個々の労働者と会社(使用者)の間で発生した紛争の解決を支援します

個人の労働紛争のあっせんは、個々の労働者と会社(使用者)の間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

～例えば、このような場合に～

- 事前に説明もなく突然解雇された。
- パートで働いているが事前に説明もなくシフトを減らされた。
- 上司にパワハラやセクハラを受けたが会社が適切に対応しない。
- 労働条件について、従業員との話し合いがまとまらない。



労働争議のあっせん・個別的労使紛争のあっせんは、原則として労使紛争を当事者が自主的に解決するために助言をするものです。
自ら解決するという心構えを忘れず、従来の経緯にこだわることなく、譲り合いの気持ちをもつことが大切です。

不当労働行為の審査

不当労働行為とは？

憲法は、労働者の地位を使用者と対等の立場におくため「労働者が団結する権利・団体交渉する権利」を保障しています。この権利を具体的に保障するため、労働組合法は次に掲げる使用者の行為を不当労働行為として禁止しています。

種 別	不当労働行為として禁止されている使用者の行為(労働組合法第7条)
不利益取扱	次のことを理由に労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること (1) 労働組合の組合員であること (2) 労働組合に加入しようとしたこと (3) 労働組合を結成しようとしたこと (4) 労働組合の正当な行為をしたこと
黄 犬 契 約	労働組合に加入しないことや脱退することを雇用条件とすること
団 交 拒 否	団体交渉をすることを正当な理由なく拒むこと
支 配 介 入	労働組合の結成や運営について、支配したり介入したりすること
経 費 援 助	労働組合の運営のための経費について経理上の援助を与えること
報復的不利益取扱	次のことを理由に労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること (1) 労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたこと (2) 不当労働行為の救済命令等について再審査の申立てをしたこと (3) 労働委員会の手続きの場で証拠の提出や発言をしたこと



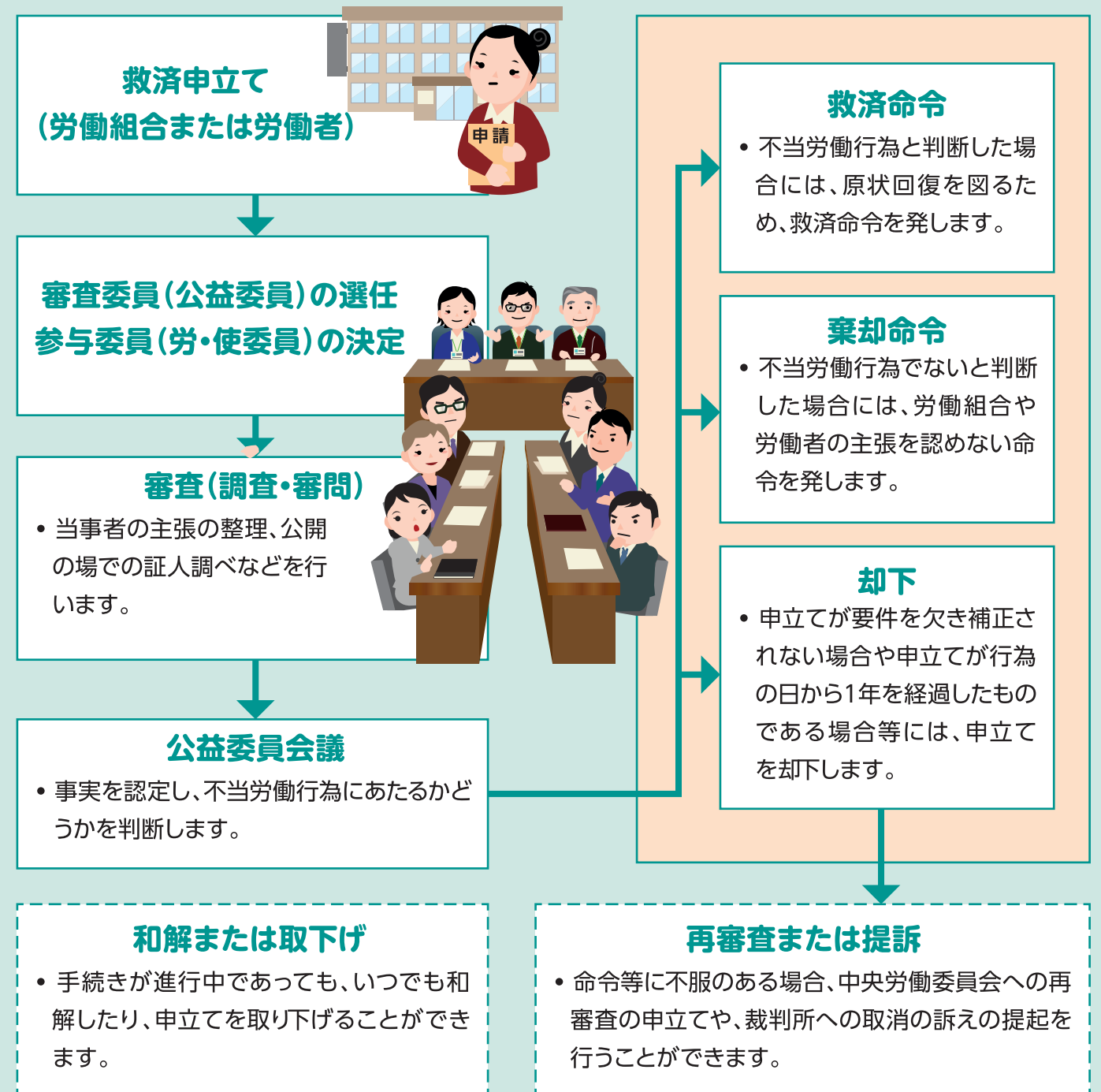
不当労働行為の審査の方法

労働委員会は、労働組合または労働者から不当労働行為の救済申立てがあったときは、その事実を明らかにして、救済すべきか否かの審査を行います。

不当労働行為の事実があると認めるときは、使用者に対して命令を発し、労働組合や労働者を救済します。ただし、その行為があった日から1年以内に申立てなければなりません。

また、命令を発するまでは、労使は当事者の話し合いにより、いつでも和解で解決することができます。

不当労働行為の審査の流れ



労働組合の資格審査

労働組合は、労働者の自由な意思により自主的に組織し、運営するものであり、労働組合を作ってもどこにも届け出る必要はありません。しかし、次のような場合には、その都度、労働委員会による資格審査を受け、労働組合法に適合する組合であることの証明を受ける必要があります。

- 法人登記をする場合
- 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- 労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する場合

2業種の 三重県特定(産業別)最低賃金額が 改正されます

三重県特定（産業別）最低賃金

電線・ケーブル製造業
最低賃金

時間額 **1,097**円

発効日 **令和7年12月21日**

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **1,111**円

発効日 **令和7年12月21日**

※「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の取扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円、平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円、令和6年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額1,087円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関するお問い合わせは三重労働局
または最寄りの労働基準監督署へ

三重労働局

検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

「最低賃金」についてのお問合せは、

三重労働局労働基準部賃金室（電話059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へ

令和7年度

UNDER 2000
MIE

墜落災害防止強調月間

あせるな

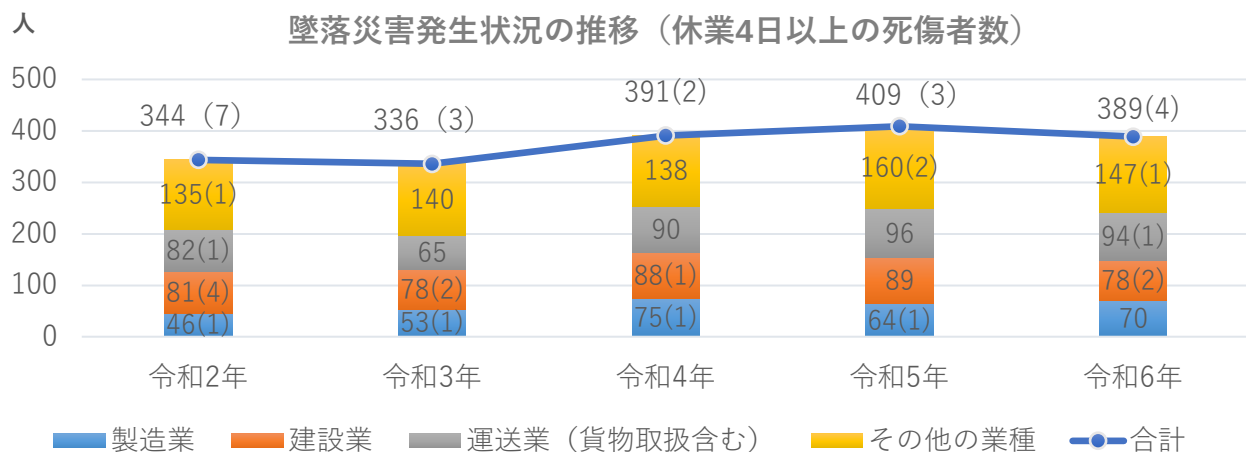
いそぐな

おこたるな

「墜落・転落」による労働災害は、建設業に関わらず、運輸業のほか、様々な業種で多発し、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。

作業に応じた「墜落によるリスクの低減措置」を図りましょう。



※（ ）の数値、死亡災害を内数で示したもの

令和6年に発生した墜落による死亡災害事例

業 種	被災者の 職種・年齢	災害発生状況
道路貨物運送業	運転者 50代	被災者は、地上約3mのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。
ビルメンテナンス業	清掃員 70代	被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。
その他の建設業	はつり工 40代	被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落した。
	はつり工 30代	

三重労働局では、死亡災害の撲滅と死傷災害2,000人未満を目指して
「令和7年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」
 を展開しています。

令和7年 アンダー2000みえ

検索

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

三重労働局・各労働基準監督署



1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

- ☐ ①足場設置のための幅が1 m以上確保できる箇所には、本足場を使用しましょう。※
- ☐ ②足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置しましょう。※
- ☐ ③足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置しましょう。
- ☐ ④作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置しましょう。※
- ☐ ⑤墜落制止用器具は、フルハーネス型安全帯等高さに応じた物を使用しましょう。※
- ☐ ⑥墜落制止用器具を使用するための親綱を必要に応じて設置しましょう。※
- ☐ ⑦足場の点検者を指名し、床材や手すり等の点検・補修を行い、氏名と結果を保存しましょう。※
- ☐ ⑧組立・解体の作業手順を周知しましょう。
- ☐ ⑨新規入場者教育等必要な安全衛生教育を行いましょう。※

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外し、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台等の使用を検討しましょう。

- ☐ ①はしごの上部・下部を固定しましょう。※
(固定できない時は、他の人が支えてください)
- ☐ ②はしごの上端を上端床から60 cm以上突出させてください。
- ☐ ③はしごの立て掛け角度を75度程度確保しましょう。
- ☐ ④はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしましょう。
- ☐ ⑤はしご、脚立の昇降時には手に荷物を持たずに昇降しましょう。
- ☐ ⑥脚立の天板に乗って作業をしないでください。
- ☐ ⑦移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止しましょう。
- ☐ ⑧階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で昇降しましょう。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



3 荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

- ☐ ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用しましょう。
- ☐ ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行いましょう。
- ☐ ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討しましょう。
- ☐ ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしましょう。
- ☐ ⑤テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に対して特別教育を実施しましょう。※
- ☐ ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置しましょう。
(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。※
- ☐ ⑦保護帽を着用しましょう(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー も
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブル も

焼却設備 も

工業炉 も

発電設備 も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクル も

貯蔵設備 も

配管設備 も
(高圧配管・下水管含む)

反応槽 も
(オートクレーブ含む)
対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

綿石工作物 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に
労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

- Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！
- Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等※であって、事前調査結果の報告が必要！
※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する
- Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事
原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物※1	解体	解体部分の床面積の合計が 80 ㎡以上の工事
	改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
特定工作物※1	解体・改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
船舶（鋼製のものに限る）※2	解体・改修	総トン数が 20 トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上（税込）であれば報告対象
※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足りる。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告 検索

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

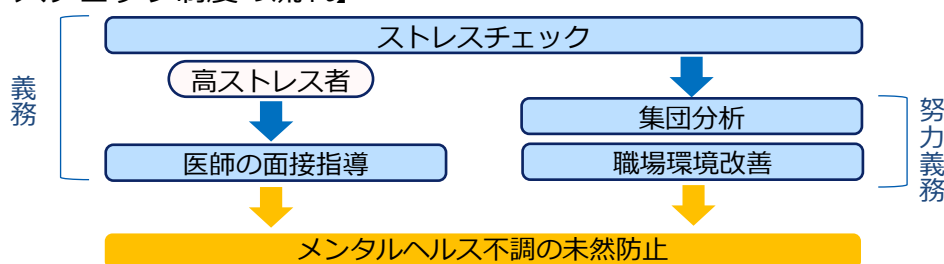
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

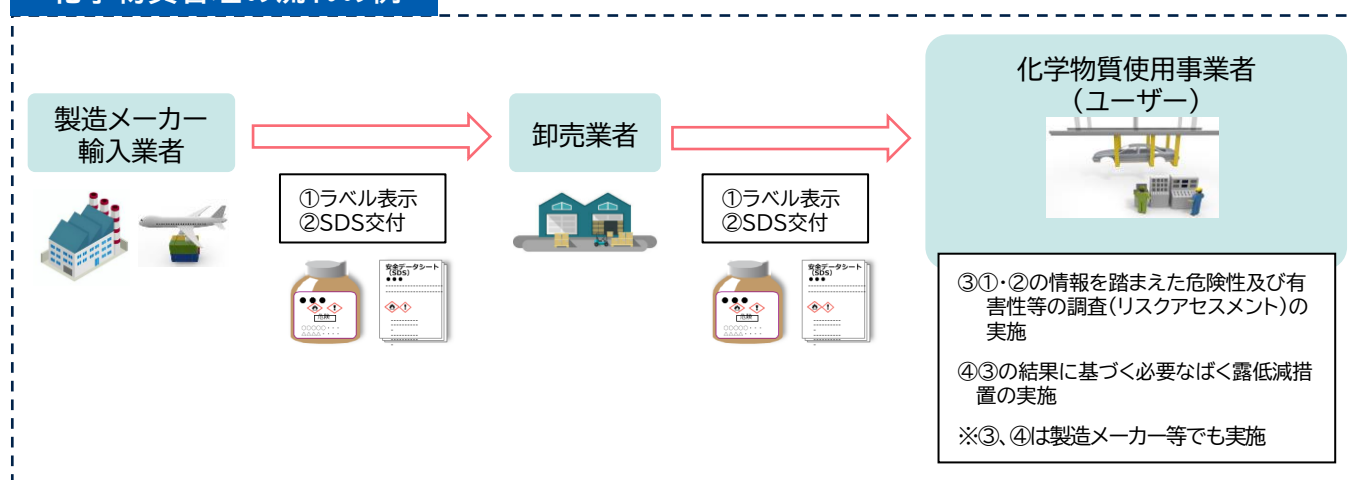


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

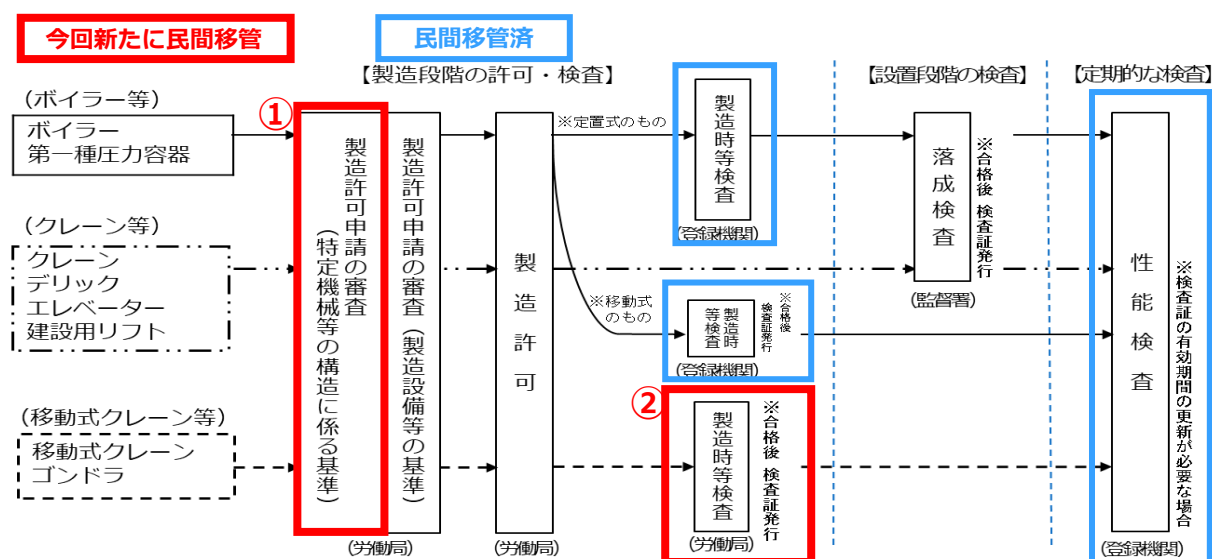
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



NO!
カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



12月は職場のハラスメント撲滅月間です
2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。



ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント



「希望」の会社を「失望」に変えない



NO!

一緒に食事に行かない?

NO!

恋人はいるの?

NO!

個人のSNSアカウントを教えて

NO!

すごくスタイルいいね!

就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめてください。



ハラスメント対策の総合サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント



改正女性活躍推進法に基づき従業員数101人以上の企業は 情報公表の必須項目が拡大されます

女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年（2036年）3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。（施行日：令和8年4月1日）
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 現在、従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) ・男女別の採用における競争倍率(区) ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) ・係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・役員に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 ・男女の賃金の差異（全・正・パ有）	・男女の平均継続勤務年数の差異 ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・男女別の育児休業取得率(区) ・労働者の一月当たりの平均残業時間 ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) ・有給休暇取得率 ・有給休暇取得率(区)

※（区）：雇用管理区分ごとに公表（派）：労働者派遣の役務の提供を受ける場合には派遣労働者を含めて公表（全・正・パ有）：男女賃金差異については「全労働者」、「正規雇用労働者」、パート・有期社員の「非正規雇用労働者」の3区分で公表

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

URL▶▶ <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（行動計画）と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

＼ スマホ版 ＼



働きがいに関する実績（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

採用した労働者に占める女性労働者の割合

【項目定義】

（総合職）23%
（一般職）71%

採用における男女別の競争倍率

【項目定義】

（総合職）男性:30倍、女性:43倍
（一般職）男性:11倍、女性:23倍

採用における競争倍率の男女比

【項目定義】

情報公表する項目を掲載できます。そのほか、自社の行動計画の掲載や取組を自由に記載することができます。

三重労働局では改正女性活躍推進法説明会を開催します

本説明会では、改正女性活躍推進法の内容を中心に改正ポイントを解説いたします。
また、併せて改正された労働施策総合推進法等に基づくハラスメント対策強化についても説明いたします。

改正女性活躍推進法等説明会

★ 参加費無料・先着250名・事前予約制

日時

2026年

2月13日（金）14:00～16:00

会場

四日市市勤労者・市民交流センター 多目的ホール
四日市市日永東1丁目2-25

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様 / 管理職の方々 / 女性活躍推進にご関心のある方
特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101～300人の企業の皆様

説明内容

- ・改正女性活躍推進法の内容について
- ・ハラスメント対策の強化（カスタマーハラスメント、就活生等へのセクシュアルハラスメント）

申込方法

三重労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>）のイベント情報に12月下旬に掲載予定です。そちらからお申し込みください。

★ 3月にオンライン説明会も予定しています。

オンライン説明会日時：2026年3月2日（月）、3月5日（木）13:30～

申込方法は三重労働局ホームページのイベント情報に12月下旬に掲載予定です。

三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059（226）2318

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

- 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
（裏面＜参考＞を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷**(疾病含む)した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

<参考>

有期事業 と 事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- | | |
|---|---|
| ① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注) を下請B社の労働者がB社の
資材置き場で行った場合 | 当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)

(注) なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。 |
| ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合 | 当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。 |
| ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合 | 当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。 |
| ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合 | 当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く) |
| ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間を利用して行った場合 | 当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。) |
- *以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

- 労働保険の年度更新では、
 - ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
 - イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
 - ウ 所属労働者の雇用保険以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。
- 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

労働保険料は「口座振替」が便利です

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます
メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！



2025（令和7）年度第1期分から、対象金融機関に
インターネット專業銀行として初めて、
「GMOあおぞらネット銀行」が加わります！

口座振替による納付のメリット

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- 納付の忘れや遅れがなくなるため、**延滞金を課される心配がありません**
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます
- **手数料はかかりません**
- 保険料の引き落としに**最大約2か月ゆとりができます**

口座振替は通常の納期限よりもゆとりのある引き落とし

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による 納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

※ 労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きは裏面をご覧ください

申し込み手続きは以下の2STEP！かんたんです。

STEP 1：申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 下記厚生労働省ウェブサイトからダウンロード

労働保険料等の口座振替納付（厚生労働省ウェブサイト内）

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

STEP 2：記入した用紙を金融機関の窓口へ提出

締め切り日に注意の上、申込用紙をご提出ください。

※一部の金融機関では口座振替のお取り扱いができません。

※インターネット専業銀行での口座振替をお申し込みの場合、申込み方法が通常と異なります。

詳細は厚生労働省ウェブサイト（上記）でご確認をお願いします。

各期の申込締切日・口座振替日

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日					
第2期							申込 締切日 8月14日	→		口座振替 納付日 11月14日			
第3期									申込 締切日 10月11日	→			口座振替 納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後にはハガキでお知らせします

- 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約2～3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

三重産業保健総合支援センターでは、企業における労働衛生対策・産業保健活動の推進を支援するため、以下のサービスを無料で提供しています。

企業が産業保健活動を推進することは、『ワークエンゲージメント』を高揚させ、労働者に『安心感』を与えることで、生産性の向上や離職率低下につながります。



★ 企業内産業保健活動に対する支援

《メンタルヘルス・ハラスメント対策に関する対応例》

- i メンタルヘルス対策の取り組み方に関する個別訪問支援
- ii ストレスチェック実施体制整備に関する支援
- iii 管理者向けラインケア、従業員向けセルフケア教育の実施
- iv ハラスメント予防研修の実施



《労働衛生対策に関する対応例》

- i 労働衛生工学担当相談員を派遣し、事業場内の化学物質管理や保護具選定に関する助言
- ii 管理者や作業員へのリスクアセスメントを含めた化学物質管理等に関する研修実施
- iii 転倒や腰痛予防を念頭に置いた職場環境チェック及び改善の提案並びに研修実施

《治療と仕事の両立支援対策に関する対応例》 ※ 令和8年4月1日から努力義務化されます！

- i 両立支援（制度設計や労働者（患者）への対応方法等）に関する相談への対応
- ii 両立支援制度導入を考える企業を訪問し、制度導入をサポート
- iii 国が定める両立支援ガイドラインに関するセミナーや管理者向け教育の実施
- iv 企業と労働者（患者）の間における個別の調整支援



★ 地域産業保健センター（地産保）の運営

労働者 50 人未満の小規模事業場に対して、以下のサービスを無料で提供しています。

《地域産業保健センターの支援メニュー》

- i 健康診断結果についての医師からの意見聴取（労働安全衛生法第 66 条の 4）
 - ii 高ストレス者や長時間労働者に対する医師の面接指導（労働安全衛生法第 66 条の 8、10 等）
 - iii 保健師による個別訪問
- ◆健康相談 ◆保健指導 ◆職場巡視及び職場環境改善支援 ◆治療と仕事の両立支援 等

【地域産業保健センターの所在地・担当地域・開設日等一覧】

センター名称 (開設日)	所在地	電話	担当地域
		FAX	
桑名 (火・水・木)	511-0811 桑名市東方尾弓田 3038 桑名市医師会健康福祉センター内	0594-25-3481	桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡
		同上	
四日市 (火・水・木)	510-0087 四日市市西新地 14-20 四日市医師会館内	080-9370-2042	四日市市・三重郡
		059-352-8050	
鈴鹿亀山 (火・水・木)	513-0809 鈴鹿市西条 5-118-4 鈴鹿市医師会館内	059-384-0230	鈴鹿市・亀山市
		同上	
津 (月・水・金)	514-0002 津市島崎町 97-1 津地区医師会館内	059-227-5252	津市
		059-227-5263	
松阪 (火・木・金)	515-0076 松阪市白粉町 363 松阪地区医師会館内	0598-21-3308	松阪市・多気郡
		同上	
伊勢 (火・木・金)	515-0035 伊勢市勢田町 613-12 伊勢地区医師会館内	0596-26-1020	伊勢市・鳥羽市 志摩市・度会郡
		0596-23-6485	
伊賀 (月・火・水)	518-0823 伊賀市四十九町 1929-42 伊賀医師会館内	0595-24-3613	伊賀市・名張市
		0595-24-3409	
東紀州 (火・水・金)	519-4324 熊野市井戸町 750-1 熊野市社会福祉センター内	0597-89-6039	尾鷲市・熊野市 北牟婁郡・南牟婁郡
		同上	

★ 産業保健関係者に対する専門的研修

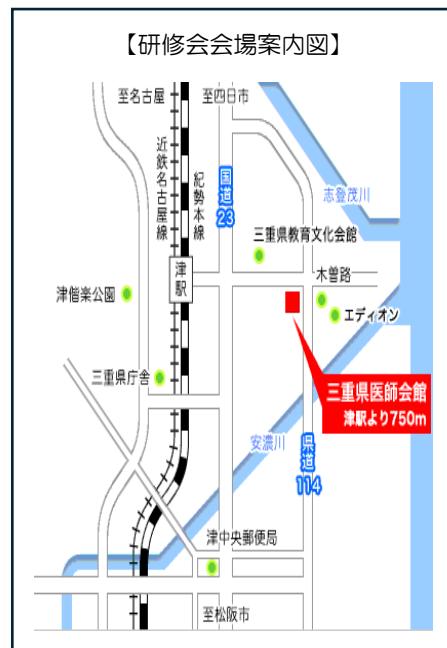
産業医、産業保健スタッフ（保健師、看護師、衛生管理者、人事労務担当者等）を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。

研修は、「産業医向け」、「産業保健スタッフ向け」に区分していますが、どの研修も職種に関係なく受講できます。

《12月・1月・2月の主な研修予定》（○：産業医向け、●：産業保健スタッフ向け）

- 12月11日（木）14:30～16:30
「職場におけるアレルギー疾患対策」
- 12月12日（金）14:00～16:00【オンライン】
「交流分析の基礎知識～対人援助のための自己理解と人間関係～」
- 12月17日（水）14:00～16:00【オンライン】
「不妊予防支援パッケージ～ライフステージに応じた女性の健康支援策～」
- 12月23日（火）14:00～16:00【オンライン】
「職場におけるパワーハラスメント防止対策を進める上での留意点」
- 1月8日（木）14:30～16:30
「じん肺及び粉じんによる健康障害の診断と健康管理」
- 1月14日（水）14:30～16:30
「化学物質管理のための作業環境測定と個人ばく露測定」
- 1月15日（木）14:00～16:00【オンライン】
「発達障害の特性と雇用管理」
- 1月22日（木）14:30～16:30
「長時間労働に対する産業医の対応と法的諸問題」
- 1月28日（水）14:00～16:00
「治療と仕事の両立支援の進め方～事例から学ぶ～」
- 2月3日（火）14:00～16:00
「呼吸用保護具の適切な選定方法と正しい使い方」
- 2月6日（金）14:00～16:00【オンライン】
「高次脳機能障害の理解と対応」

※ 上記以外にも様々な研修を予定しております。詳細は、当センターHPをご確認ください。



- ※ 申込は当センターHPからお願いいたします。
- ※ 申込締切は、研修会当日の5日までであり、それ以降の申し込みはできません。
- ※ 木曜日は、三重県医師会行事との重複が多く、駐車場が満車になる場合があります。

《勤務間インターバル制度導入に係る研修動画を放映しています！》

勤務間インターバル制度は、勤務と勤務の間に、一定の休息時間を設けるもので、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するものであり、労働者の健康確保の観点から、非常に効果的であると考えられます。

当センターでは、企業における制度導入を促進するために、産業保健研修会前に、制度導入のメリットや仕組みづくりに関する研修動画を放映しています。

放映期間：令和8年3月31日までに実施する当センター主催の産業保健研修会

放映時間：14:00 開始の研修会の場合は、13:40～13:55

14:30 開始の研修会の場合は、14:10～14:25



★ 両立支援コーディネーターのための事例検討会・交流会を開催します！

両立支援コーディネーター基礎研修を修了したものの、実際に事例がなく、将来的な対応に不安を抱えている方はいませんか？

当センターでは、両立支援コーディネーター基礎研修修了者を対象として、事例検討会・交流会をハイブリッドで開催します。

日 時：令和8年2月13日（金）14:00～16:00

場 所：三重産業保健総合支援センター会議室及びオンライン会議システム ZOOM

対象者：両立支援コーディネーター基礎研修修了者（三重県内に勤務又は居住している人）

内 容：事例検討（精神疾患事例）及び意見交換



独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館内
E-mail: mie-joochas@mies.johas.go.jp

両立支援コーディネーター基礎研修を受講いただいた皆様へ

両立支援コーディネーターのための 事例検討会・交流会開催のご案内

両立支援コーディネーター基礎研修修了者を対象に、
事例検討会・交流会をハイブリッド形式で開催します。

日時：令和8年2月13日(金)14:00～16:00

場所：①会場：三重産業保健総合支援センター会議室

②オンライン会議システム ZOOM

対象者：両立支援コーディネーター基礎研修修了者
(三重県内に勤務又は在住している者)

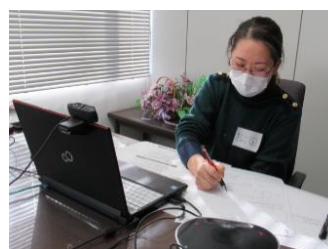
定員：①会場20名 ②オンライン20名

※ 定員超過又は特定の職種に応募者が集中した場合は職種
ごとに抽選の上参加者を決定します。

内容：【事例検討会】

事例検討(精神疾患事例)

【交流会】事例検討会終了後、意見交換



参加申込は、裏面参加申込書をご記入いただき、**令和8年1月30日(金)までに**、メールかFAXにて下記宛てお申し込みください👉

独立行政法人 労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
〒514-0003 津市桜橋二丁目191番4 三重県医師会館5階
(TEL:059-213-0711 FAX:059-213-0712)
ホームページURL <https://www.mies.johas.go.jp/>
メール: ryoritsushien@mies.johas.go.jp

皆様のご参加をお待ちしています!

両立支援コーディネーターのための事例検討会・交流会 参加申込書

- 1 氏 名(ふりがな)[()]
- 2 性 別(男・女)
- 3 両立支援コーディネーター基礎研修修了証番号[]
(平成30年度(2018年度)以降に受講された方はご記入ください)
- 4 連絡先(勤務先・自宅)
所属事業場名:
住所:〒 -
TEL: FAX:
メールアドレス:
- 5 参加を希望される場所 (会場・オンライン)
- 6 質 問
ア 現在両立支援業務に従事していますか [はい・いいえ]
イ 両立支援コーディネーター応用研修、事例検討会、交流会の受講歴
[あり・なし]
ウ ご所属[](以下の①～④のうちから1つ選んでください。)
①一般の企業・団体
②医療機関
③支援機関(保健所、行政機関、団体等)
④その他()
エ 意見交換(交流会)で関心のあるテーマ[]
(以下の①～④のうちから1つ選んでください。)
①治療と仕事の両立支援を行う上での悩みや課題について
②企業と医療機関との連携について
③成功事例や上手くいかなかった事例等について
④その他()

